

会 長	事務局長	課 長	管理者	供 覧	担 当

関川村老人憩の家利用申請書及び料金減免申請書

関川村老人憩の家設置及び管理に関する条例第5条並びに関川村老人憩の家運営管理規則第6条により、以下のとおり申請します。

利 用 日 時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
団 体 名 及 び 代 表 者 名					
利 用 目 的					
利 用 室 名	<input type="checkbox"/> 大広間 <input type="checkbox"/> 小部屋1 <input type="checkbox"/> 小部屋2 <input type="checkbox"/> 囲炉裏の間 <input type="checkbox"/> 男子浴室 <input type="checkbox"/> 女子浴室 <input type="checkbox"/> 厨房				
使 用 備 品 名	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 座布団 <input type="checkbox"/> 湯呑 <input type="checkbox"/> コップ <input type="checkbox"/> カラオケ <input type="checkbox"/> その他()				
利 用 予 定 人 員					
利用料金の減免	<input type="checkbox"/> 申請する (免除事項:) <input type="checkbox"/> 申請しない				
利 用 責 任 者	住 所	〒			
	氏 名				印
	連絡先				

令和 年 月 日

社会福祉法人 関川村社会福祉協議会
会長 加藤 義彦 様

上記申請について、以下のとおりとする。

利用申請	<input type="checkbox"/> 許可する		<input type="checkbox"/> 許可しない	
料金減免	利 用 料	減免率	割	
	入 湯 税		割	
	カラオケ使用料		割	

令和 年 月 日

社会福祉法人 関川村社会福祉協議会
会長 加藤 義彦



(注)

- 規則に違反し、または申請書の記載事項が事実と相違するときは許可を取り消す場合があります。
- 使用条件については、管理人に具体的に説明してください。

関川村老人憩の家利用料の減免取扱い

1. 免除とする事項(免除内容：利用料・入湯税・カラオケ使用料)

- (1) 村内に住所を有するの身体障害者(注1)、知的障害者(注2)、及び精神障害者に該当する者(注3)、及びその者の補助者(1名以内)
- (2) 村内にある高齢者福祉施設(例：垂水の里、愛広苑、ゆうあい、ハーティプラザ関川等)
※施設スタッフを含む。
- (3) 村内の関係者で構成される福祉団体・NPO法人(例：さくら工房、ままや、三気の会等)
- (4) 関川村(観光協会を含む)及び関川村社会福祉協議会
- (5) 役場に事務局がある高齢者で構成された団体(例：関川村農業者年金受給者連盟等)
- (6) 村内地区敬老会
- (7) その他村長が必要と認めた場合(例：イビューサ等)

2. 半額減額とする事項(減額内容：利用料・カラオケ使用料半額・入湯税は減額無し)

- (1) 近隣市町村にある高齢者福祉施設・福祉団体(村上岩船福祉会関係施設、胎内やすらぎの家等)
※施設スタッフを含む。
- (2) その他村長が必要と認めた場合

(注1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定により交付された身体障害者手帳を所持している者

(注2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳を所持している者

(注3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持している者